

入間市児童福祉審議会条例等の改正要旨

1 経緯

こどもが自立した個人として健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てに対する支援及びこどもの権利利益の擁護等に関する内閣の重要政策に関する事務を助けることを任務とする「こども家庭庁」が内閣府の外局として令和5年4月に設置されることとされ、「こども家庭庁設置法」でその所掌事務及び組織に関する事項が定められた。

「こども家庭庁設置法」の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が令和4年6月に成立し、令和5年4月1日から施行される。

これらの法律の施行に伴い「子ども・子育て支援法」と「児童福祉法」の改正が生じることとなったことから入間市児童福祉審議会条例等の改正を提案するもの。

2 改正する条例

- ・入間市児童福祉審議会条例
- ・入間市児童発達支援センター条例
- ・入間市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・入間市保育の必要性の認定に関する条例

3 要旨

- ・関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限を内閣総理大臣等の権限に改める。
- ・法律改正による、引用条文の条ずれ、項ずれに対応する。

4 その他

改正による条例解釈への影響はない。

5 施行日

令和5年4月1日